

医政地発 0306 第 2 号
令和 5 年 3 月 6 日

一般社団法人 日本医療法人協会 会長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

都道府県における今後の外来機能報告制度の運用等について

標記について、別添のとおり、各都道府県に対し周知しましたので、ご了知の上、各医療機関の報告が円滑に行われますようご配慮願います。

医政地発 0306 第 1 号

令和 5 年 3 月 6 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長

（ 公 印 省 略 ）

都道府県における今後の外来機能報告制度の運用等について

平素より厚生労働行政に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年度外来機能報告については、令和 4 年 11 月 1 日より報告様式 2 の報告を開始することとしておりましたが、一部確認を要する事象が発見されたことに伴い、報告開始を延期させていただいているところ、関係者の皆様には大変御迷惑をおかけしております。

先般、「外来機能報告の報告様式 2 のスケジュール等について」（令和 5 年 2 月 3 日付け事務連絡）において、外来機能報告の報告期間をお知らせしたところですが、今後の外来機能報告制度の運用についても、下記のとおり御連絡差し上げます。

ついては、内容を御了知の上、外来機能報告制度の運用に係る取組について、適切に御対応いただくようお願いいたします。

記

1 令和 4 年度外来機能報告のスケジュールについて

(1) 報告期間

① 報告様式 1

令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 29 日

② 報告様式 2

令和 5 年 3 月 6 日～令和 5 年 3 月 29 日

(2) 報告後のスケジュール

① 都道府県による確認期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 5 年 4 月 30 日

② 紹介受診重点医療機関のとりまとめ等に向けた協議の場で活用するデータの国からの提供日（報告期間内に報告されたデータ）

令和 5 年 5 月下旬を予定

③ 紹介受診重点医療機関のとりまとめ等に向けた協議の場で活用する

データの国からの提供日（報告された全てのデータ）
令和5年6月中旬を予定

- ④ 令和4年度外来機能報告に係る協議の場の開催期間
令和5年5月～令和5年7月

2 協議の場の結果の公表について

紹介受診重点医療機関に係る都道府県における協議結果の公表については以下のとおり行うこととする。

(1) 協議の場における協議結果の報告について

都道府県は、協議の場における協議の結果をとりまとめ、紹介受診重点医療機関となる医療機関が確定した際は、速やかに、国及び当該医療機関に対し、当該紹介受診重点医療機関名、公表日、公表場所等を通知等により情報共有すること。

(2) 紹介受診重点医療機関の公表の連絡等について

(1)の公表日に、都道府県ホームページ等の公表場所に、紹介受診重点医療機関リスト（以下「医療機関リスト」という。）を掲載するとともに、国及び該当医療機関に対し、公表した旨を通知等により情報共有すること。

また、協議の場における協議の結果に基づき、紹介受診重点医療機関でなくなる医療機関がある場合には、当該紹介受診重点医療機関でなくなった医療機関の情報が更新された医療機関リストを公表し、その旨を国及び当該医療機関に対し、通知等により情報共有すること。

(3) 都道府県ホームページ等における医療機関リストの公表等について

(2)の医療機関リストについては、1日付けで都道府県ホームページ等に公表すること。

また、協議の場における協議の結果に基づき、紹介受診重点医療機関でなくなる医療機関についても、同様に取り扱うこととされたい。

※ 医療機関リストの様式については、厚生労働省「外来機能報告」のホームページ上に掲載する予定としているため、適宜活用されたい。

(4) 紹介受診重点医療機関のとりまとめ等に関するスケジュールについて

紹介受診重点医療機関である医療機関については、協議の場における協議の結果の公表に伴い更新又は変更されるものであり、毎年度、協議の場における確認を行うことが必要である。

協議の簡素化のため、状況に応じ、協議の場を持ち回りとする、文書提出のみとするなどの柔軟な対応も可能である。

また、各年度のスケジュールについては以下のとおりとする。

① 令和5年度

令和4年度の外来機能報告の報告結果に基づき、令和5年5～7月に協議の場を開催し、協議内容を取りまとめの上、公表された紹介受診重点医療機関リストに掲載されている医療機関は、当該リストの公表日

(1日付とすること)から紹介受診重点医療機関となる。なお、都道府県においては、当該リストを速やかに公表することとする。

② 令和6年度以降

前年度(令和6年度の場合は令和5年度)の外来機能報告の報告結果に基づき、前年度1～3月(令和6年度の場合は令和6年1～3月)に協議の場を開催し、協議内容を取りまとめの上、公表された紹介受診重点医療機関リストに掲載されている医療機関は、当該リストの公表日(1日付とすること)から紹介受診重点医療機関となる。なお、都道府県においては、当該リストを速やかに公表することとする。

3 特定機能病院及び地域医療支援病院の取り扱いについて

特定機能病院及び地域医療支援病院の多くは、これらの病院の性格上、紹介受診重点外来の基準を満たすことが想定されており、紹介受診重点外来の基準を満たす病院については、原則、紹介受診重点医療機関となることが望ましい。また、特定機能病院又は地域医療支援病院であって紹介受診重点外来の基準を満たさない病院については、地域の外来医療提供体制における当該医療機関の果たす役割等を外来医療の協議の場等で確認することとする。なお、本内容については、外来機能報告等に関するガイドラインにおいても今後お示しする予定である。

4 令和5年度外来機能報告対象医療機関の抽出について

令和4年度外来機能報告の対象となる無床診療所については、厚生労働省において令和元年度のレセプトデータを用いて、無床診療所のうち、「医療資源を重点的に活用する外来」を行っている蓋然性の高い無床診療所を抽出し、あらかじめ外来機能報告を行う意向を確認することとしていたところである。

令和5年度外来機能報告においては、無床診療所に対して外来機能報告に係る意向調査を行う旨を周知した上で、令和3年度のレセプトデータにおいて、「医療資源を重点的に活用する外来」を行っている蓋然性の高い無床診療所に対して、委託事業者等を通じて令和5年4月～令和5年5月に当該報告を行う意向を確認することとする。また、各都道府県における「医療資源を重点的に活用する外来」を行っている蓋然性の高い無床診療所及び外来機能報告を行う意向を示した医療機関の一覧について、当該都道府県へ提供する予定である。

また、上記の意向確認を行う期間以外の期間において、無床診療所が外来機能報告を行う意向を示す場合については、都道府県における外来機能報告対象医療機関名簿の確認期間中(令和5年度においては7月頃を予定)であれば、各都道府県において、当該年度の外来機能報告対象医療機関に含めることができることとする。